

## 附属機関の設置に関する条例

昭和 37 年 3 月 31 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 3 条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して、必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(略)

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表教育委員会の部相模原市社会教育委員の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
市長	(略)			
	相模原市行政区画等審議会	行政区画等に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	23 人以上	当該諮問に係る審議が終了するまで
(略)				

# 相模原市行政区画等審議会規則

平成20年3月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市行政区画等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (3) 市の住民
- (4) 関係行政機関及び関係法人の職員

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政令指定都市推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。